

慣行の取扱いについて（協定項目19）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定めるものとする。  
なお、市章については、新市名決定後「新市の市章候補選定小委員会（仮称）」を設置し検討する。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 表彰等制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。
- 4 慣行行事・イベントについては、原則として現行のとおりとするが、合併後調整するものとする。

平成16年5月27日提出

勝英地域合併協議会  
会長 宮本俊朗



現 況			調整の具体的内容
西粟倉村	美作町	作東町	
<p>村章（大正13年3月）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 120px; margin: 10px auto;"></div> <p>村民憲章</p> <p>村民憲章なし</p>	<p>町章（昭和36年2月）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 120px; margin: 10px auto;"></div> <p>町民憲章（昭和49年8月5日）</p> <p>私たちは、美作町民です。美しい自然と環境に恵まれた郷土を守り、豊かで明るい町づくりを進めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然を愛し、より美しい環境をつくりましょう。</li> <li>1 教養を高め、すぐれた文化をつくりましょう。</li> <li>1 未来をつくる、こころ豊かな青少年を育てましょう。</li> <li>1 仕事に励み、明るい家庭をつくりましょう。</li> <li>1 互いに助け合い、住みよい町をつくりましょう。</li> </ol>	<p>町章（昭和33年5月）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 120px; margin: 10px auto;"></div> <p>町民憲章（昭和51年3月25日）</p> <p>みんなの願い</p> <p>ふるき文化の香り、清らかな自然と平和な家庭、それがわたしたちの郷土作東町です。ここに生まれ住むわたしたち町民は、これを誇りとし郷土を愛します。そして、みんなの願いをひとつにまとめ、住みよい郷土の発展に力をあわせます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一、人を尊び きまりを守り みんなで明るい町をつくりましょう。</li> <li>一、自然を守り 環境を整えみんなで美しい町をつくりましょう。</li> <li>一、からだを鍛え 仕事に励み みんなで豊かな町をつくりましょう。</li> <li>一、教養を高め よく話し合い みんなで町をつくりましょう。</li> <li>一、奉仕を心がけ助け合いみんなで福祉の町をつくりましょう。</li> </ol>	<p>新市において定める。</p> <p>新市において定める。</p>

現 況			調整の具体的内容
勝田町	大原町	東粟倉村	
<p>「町の木」「町の花」 (昭和50年3月31日)</p> <p>町の木 杉 町の花 やまゆり</p>	<p>「町の木」「町の花」 (昭和55年5月17日)</p> <p>町木として「けやき」 町花として「ささゆり」</p>	<p>「村の木」「村の花」「村の鳥」 (昭和53年3月30日)</p> <p>村木として「檜」 村花として「石楠花」 村鳥として「うぐいす」</p>	新市において定める。
<p><b>宣 言</b></p> <p>暴走族追放宣言 (平成元年6月20日)</p> <p>暴力追放宣言 (平成元年9月21日)</p> <p>「シートベルト着用推進の町」宣言 (平成9年9月16日)</p> <p>青少年健全育成町宣言 (平成10年9月21日)</p>	<p><b>宣 言</b></p> <p>人権尊重の町宣言 平成2年12月20日定例会</p> <p>ゆとり宣言 平成2年12月20日定例会</p> <p>敬老自治体宣言 平成3年9月13日定例会</p> <p>暴力団追放宣言 平成4年6月12日定例会</p> <p>環境宣言 平成4年9月11日定例会</p> <p>「シートベルト着用推進の町」宣言 平成9年9月12日定例会</p> <p>モラル町宣言 平成12年12月18日定例会</p> <p>暴力団追放宣言 平成13年12月21日定例会</p>	<p><b>宣 言</b></p> <p>ゆとり宣言 平成4年9月17日定例会</p> <p>環境宣言 平成4年9月17日定例会</p> <p>「シートベルト着用推進の町」宣言 平成9年9月9日定例会</p> <p>モラル町宣言 平成12年12月13日定例会</p> <p>青少年健全育成町宣言 平成12年12月13日定例会</p>	新市において定める。

現 況			調整の具体的内容
西粟倉村	美作町	作東町	
<p>「村の木」「村の花」 (平成元年6月16日)</p> <p>村木として「杉」 村花として「サツキ」 村鳥として「ウグイス」</p>	<p>「町の木」「町の花」 (昭和54年9月14日)</p> <p>町の木 くろがねもち 町の花 「うめ」と「しらぎく」</p>	<p>「町の木」「町の花」 (昭和58年3月23日)</p> <p>町の花として「さくら」 町の木として「もみじ」 町の果物として「ゆず」</p>	新市において定める。
<p><b>宣 言</b></p> <p>非核・平和の村宣言 昭和61年6月25日定例会 暴力追放宣言 平成元年9月26日定例会 ゆとり宣言 平成3年12月16日定例会 人権宣言 平成4年3月13日定例会 暴力追放宣言 平成4年6月15日定例会 環境宣言 平成4年9月22日定例会 「シートベルト着用推進の村」宣言 平成9年9月25日定例会</p>	<p><b>宣 言</b></p> <p>飲酒・暴走運転絶滅に関する宣言 (昭和50年12月22日) 青少年健全育成町宣言 (昭和54年3月14日) 非核町宣言 (昭和60年9月26日) 覚せい剤追放宣言 (昭和63年9月27日) 暴走族追放宣言 (平成元年6月20日) 暴力追放宣言 (平成元年9月22日) 人権尊重の町宣言 (平成2年12月17日) 暴力団追放に関する宣言 (平成4年6月23日) 環境宣言 (平成4年9月25日)</p>	<p><b>宣 言</b></p> <p>非核平和の町宣言 昭和59年12月24日定例会 覚せい剤追放宣言 昭和63年9月22日定例会 暴走族追放宣言 平成元年6月27日定例会 暴力追放宣言 平成元年9月27日定例会 ゆとり宣言 平成2年3月26日定例会 敬老自治体宣言 平成3年9月18日定例会 人権尊重の町自治体宣言 平成4年3月10日定例会 「シートベルト着用推進の町」宣言 平成9年9月29日定例会 モラル町宣言 平成12年12月21日定例会</p>	新市において定める。

現 況			調整の具体的内容
勝田町	大原町	東粟倉村	
<p><b>【表彰の種類】</b> 功労表彰及び善行表彰の2種とする。</p> <p><b>【功労表彰】</b> 町長の職にあって12年以上在職した者 町議会議員の職にあって、16年以上在職した者 助役、収入役又は教育長の職にあっては、12年以上在職したもの 農業委員会委員の職にあって、15年以上在職した者 任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあって16年以上在職した者 区長及び町協力委員の職にあって、16年以上在職した者 前各号のほか、特に町政振興に寄与した者</p> <p><b>【善行表彰】</b> 町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その行いが顕著な者 町の公益のため、100万以上の金品を寄附した者 一般町民の模範となるような善行をした者</p>	<p><b>【表彰の種類】</b> 表彰は、功労表彰及び善行表彰の2種とする。</p> <p><b>【功労表彰】</b> 町長の職にあって12年以上在職した者 町議会議員の職にあって16年以上在職した者 農業委員会の委員及び任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあって16年以上在職した者 区長の職にあって16年以上在職した者 消防団長又は町立学校長の職にあって10年以上在職した者 助役及び収入役の職にあって12年以上在職した者 町の職員であって25年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者 前各号以外で特に町政振興に寄与した者</p> <p><b>【善行表彰】</b> 町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者 町の公益のため100万円以上の金品を寄附した者 一般町民の模範となるような善行をした者</p>	<p><b>【表彰の種類】</b> 功労表彰及び善行表彰の2種とする。</p> <p><b>【功労表彰】</b> 村長の職にあって12年以上在職した者 村議会議員の職にあって16年以上在職した者 農業委員会委員及び任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあって16年以上在職した者 区長の職にあって16年以上在職した者 消防団長又は村立学校長の職にあって10年以上在職した者 助役及び収入役の職にあって12年以上在職した者 村の職員であって25年以上在籍し、誠実かつ勤勉に職務に精励した者 前項各号以外で特に村政振興に寄与した者</p> <p><b>【善行表彰】</b> 村の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その事業が顕著な者 村の公益のため100万円以上の金品を寄附した者 一般村民の模範となるような善行をした者</p>	<p><b>表彰制度</b> 新市発足後において新たな制度を創設する。</p>

現 況			調整の具体的内容
西栗倉村	美作町	作東町	
<p><b>【表彰の種類】</b> 功労表彰及び善行表彰の2種とする。</p> <p><b>【功労表彰】</b> 村議会議員の職にあって10年以上在職した者 村職員にあって20年以上在職したもので 在職中に死亡し、功績のあったもの 前項各号以外で特に功績があったもの</p> <p><b>【善行表彰】</b> 公共の場所を長期継続して清掃美化、又は自然を積極的に保護した場合 長期継続して防火活動を行い、又は危険を省みず消火活動を行った 長期継続して交通整理等、交通安全活動を行った 人命救助及び防犯活動等の治安維持に協力 継続反復して社会福祉施設を慰問、又は奉仕活動を行った 重度心身障害者、ねたきり老人等に慈愛をもって接し、安らかな生活の創造に挺身し、行いが顕著なもの 地域振興のため用地等を提供したもの 地域発展のため事業を請け負い発展に寄与したもの 児童生徒の善行 その他趣旨にふさわしい善行</p>	<p><b>【表彰の種類】</b> 功労表彰及び善行表彰の2種とする。</p> <p><b>【功労表彰】</b> 町長の職にあって12年以上在職した者 議会議員の職にあって20年以上在職した者 助役、収入役又は教育長の職にあって20年以上在職した者 選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、民生委員会委員、教育委員会委員、固定資産評価委員会委員、消防団長の職にあって20年以上在職した者 前項各号以外で特に町政振興に寄与した者</p> <p><b>【善行表彰】</b> 町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その事業が顕著な者 町の公益のため100万円以上の金品を寄附した者 一般町民の模範となるような善行をした者</p>	<p><b>【表彰の種類】</b> 議員及び職員の自治功労者表彰 町民の勤労者表彰 長寿町民顕彰 名誉町民</p> <p><b>【自治功労者表彰】</b> 町議員並びに職員にあって10年以上勤務した者在職中死亡したる者にして表彰にたる実績があると認めるもの その他特に功労があったと認める場合</p> <p><b>【勤労者表彰】</b> 年齢55歳以上で30年以上その道一筋に職域の伝事に励んだ者で町民の辺たるにふさわしいこと</p> <p><b>【長寿町民】</b> 町の居住する年齢100歳以上のもの</p>	<p><b>表彰制度</b> 新市発足後において新たな制度を創設する。</p>

現 況			調整の具体的内容
勝田町	大原町	東栗倉村	
<b>名誉町民制度</b> 条例、規定等無し	<b>名誉町民制度</b> 大原町名誉町民条例 （昭和60年大原町条例第14号）  本町の町民又は本町に縁故の深い者で、本町の発展に卓抜した功績のあった者、又は社会文化の進展に著しく貢献した者に対し、大原町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、その功績を顕彰する。	<b>名誉村民制度</b> 東栗倉村名誉村民に関する条例 （昭和48年4月10日条例第1号）  社会文化の興隆若しくは村の発展に功績があつた者に対し、その功績を称え、もつて村民敬愛の対象として顕彰する。	新市発足後において新たな制度を創設する。
<b>慣行行事・イベント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内一斉美化</li> <li>・町民運動会（隔年）</li> <li>・文化祭</li> <li>・ふれあい祭り</li> <li>・かまくらファンタジー</li> <li>・あんこう祭り</li> <li>・成人式</li> </ul>	<b>慣行行事・イベント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵まつり（隔年）</li> <li>・成人式</li> <li>・文化祭</li> <li>・あわくら武蔵路健康マラソン大会</li> </ul>	<b>慣行行事・イベント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村民運動会（隔年）</li> <li>・ふるさと祭り（隔年）</li> <li>・釣り大会</li> <li>・夏祭り</li> <li>・成人式</li> </ul>	原則として現行のとおりとするが、合併後調整する。



現 況			調整の具体的内容
西栗倉村	美作町	作東町	
<b>名誉村民制度</b> 条例、規定等無し	<b>名誉町民制度</b> 名誉町民条例、規定等無し	<b>名誉町民制度</b> 作東町名誉町民条例 （平成5年3月26日条例第6号） この条例は、町民又は本町の縁故の深い者で、本町の発展に卓越した功績のあつた者、又は社会文化の交流進展に著しく貢献のあつた者に対して、作東町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、これを顕彰する。	新市発足後において新たな制度を創設する。
<b>慣行行事・イベント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭</li> <li>・成人式</li> <li>・道路愛護</li> <li>・河川愛護</li> <li>・村民運動会（隔年）</li> </ul>	<b>慣行行事・イベント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丑湯まつり</li> <li>・花火大会</li> <li>・文化祭</li> <li>・ふれあい朝市</li> <li>・成人式</li> </ul>	<b>慣行行事・イベント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然歩道を歩く会</li> <li>・ふるさとまつり</li> <li>・愛の美術展</li> <li>・フォトコンテスト</li> <li>・成人式</li> </ul>	原則として現行のとおりとするが、合併後調整する。

## 先進事例

### 篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

### さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。  
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

### 潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

### あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

### さぬき市

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規程については、新市において新たに定める。
- (2) 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。

### 東かがわ市

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。
- (2) 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。